

令和4年度 第2回四街道市市民参加推進評価委員会 会議議事録

日 時 令和4年11月11日(金)

午後4時から4時57分まで

場 所 四街道市役所新館5階第1会議室

出席委員：8名(日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員、田谷委員、新村委員、富樫委員、松本委員)

欠席委員：なし

職 員：岩井総務部長、木村総務課長、服部総務課長補佐、多田情報公開室長、菅原主査

傍聴人：なし

—— 日程 ——

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 部長挨拶
4. 委員紹介
5. 委員長挨拶
6. 諮問
7. 会議録の作成について
8. 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について
9. 議題
 - ・議題(1) 令和4年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
 - ・議題(2) 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
 - ・議題(3) 令和4年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価
 - ・議題(4) その他
10. 閉会

— 1. 開会 ～ 8. 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布については議事録省略 —

9. 議題

—— 配布資料等について説明 ——

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題（１） 令和４年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.1 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：配布資料５ページ目の公告の訂正についてですが、意見提出手続の期間中に訂正をしているため、手続について問題はないと考えているところです。今回は、事務局（情報公開室）において誤りに気づき、速やかな対応をされたようですが、仮に、事務局が気付かずに進んでしまったらと思うと心配な面もあります。このようなことがないように、公告前に所管課内において内容を十分チェックしていただきたいということと、訂正が生じた場合は所管課自らが気づき、速やかに対応していただきたいと考えております。この点については委員会として意見を付したいと思いますが、いかがでしょうか。

>異議なし

富樫委員：３ページについて、周知は広報とホームページで行っていますが、結果の公表についてはホームページだけで、なぜ広報で行わないのかなと思いましたが、事前に事務局に伺ったところ、広報は原稿提出の締め切り等があって難しいということなのでその点は理解致しました。せっかく広報で意見を募集しているので、「公表については、ホームページで行います」という旨を周知の際に広報に記載していただければ、市民の方もより分かるのではないかなということで、ご検討いただければと思います。

日野委員長：広報は紙幅の関係上、制約がありますので、ご意見をすべて反映させることは難しいとは思いますが、事務局でご検討いただくということによろしいですか。

事務局（菅原）：はい。

新村委員：これは内部のチェックが正しく機能した結果という判断でよろしいでしょうか。

事務局（菅原）：前回、案件の一つにミスがあったことを受けて、本部会における決定で進行管理のチェックを行っていくということに致しました。本部会后、速やかにチェックを行った結果、当該ミスを見つけたため、期間中ではありましたが担当課に訂正を行うよう指示しました。そういった意味においては、事務局としては、チェック体制を強化した上でそれが機能した結果と考えています。

日野委員長：新村委員よろしいでしょうか。

新村委員：はい。

日野委員長：それでは、委員会のコメントとしては、このようなミスゼロを目指すという要望を含めて、コメントを付すということによろしいでしょうか。
>異議なし

日野委員長：では、手続については、適切であるとさせていただきます。

○議題（２） 令和４年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.2 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.3 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.4 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.5 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新村委員：水道料金の改定ということで、市民に対して理由を理解してもらわないといけない複雑な問題ではないかと思うのですが、市民参加手続を実施しない根拠の第6条第2項第5号ですが、例えば、なぜ経営状況が変化したのかとか必要な課題や対策はどうか、そういうことを市民参加という立場で議論する必要があるのかどうか、このような解釈になる理由を教えていただければと思います。

事務局（菅原）：市民参加条例に則って、手続が適切に行われているかどうかを皆様に審議していただくという意味においては、事務局の説明は、ただ今のご説明のとおりとなります。ただ、新村委員が仰ったとおり、水道料金の値上げということで市民の方に説明をする必要があるのではないか、意見を募ったほうがいいのではないか、そういったところは当然あると思います。実務の担当課（経營業務課）においては、市民参加条例の枠組みの外で、値上げについて市民の方に理解していただくべく、説明会などを開催して努力しているところでございます。また、第2項第5号の適用除外について、中には金銭徴収も市民参加の対象にしたほうがよいのではという考え方も当然あるということは理解しています。こちらについては、まず、条例が制定されるまでの経緯として、条例そのものが市民参加的な手法を取り入れ、市民の方と作り上げた条例だということがあります。次に、その経緯の中でも議論になったことと思いますが、地方自治法第74条第1項に50分の1の署名を集めれば、地方公共団体の長に対し条例の制定・改廃請求できる規定がございます。ただ、当該法律の規定においても地方税の賦課徴収や金銭の徴収については対象外とされているところです。四街道市市民参加条例は、地方自治法に由来している規定がいくつかございまして、そのような理由から市税の賦課徴収、金銭の徴収等については適用除外としているところです。

日野委員長：新村委員のご指摘は、経営状況の変化の部分を市民に対する情報のリリースがあるかないかということと、具体的な経営状況の変化に関する市民の意見がどれほど反映されているかというご指摘であると認識しています。市民の方に経営状況の変化に関する情報を適切に伝えるというところは所管課の方でしっかりやっていただきたいと思います。本件については、地方自治法上も地方税の賦課徴収や金銭の徴収については対象外とされているということです。委員会としては、市民参加手続が適切であるかどうかを判断することが主な役割というところですので、ご意見として承った上で、手続としては問題なしということで進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

新村委員：手続としては問題ないと思います。ずっと思っていたのですが、第2項第5号があることで、これが本当に良いのかどうかと思っていたところがあったのですけれども、いきさつとして、条例を作る際にいろいろな方が相談して手順を踏んで決定していますので、

それはそれで尊重するべきだと思います。分かりました。ありがとうございます。

日野委員長：それでは手続としては適切であるということによろしいでしょうか。

>異議なし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題（３） 令和４年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.6 四街道市総合計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。市の総合計画の策定ということですので、市民参加手続をよりいっそう重厚にしていることで、予定よりも幅広く市民の主体的な参加を促す手続としているようです。

富樫委員：非常に充実したものになっていると思います。意識調査、アンケート調査で対象が市民3,000人となっています。第1回の議事録にある「男女共同参画推進計画の策定」において、アンケートは2,000人となっていましたが、何か決まりがあるのか、3,000人とした理由を教えてください。

事務局（菅原）：アンケート調査については、3,000人程度が用いられる数字としてよく見受けられるかと思います。精度を求める場合、最低400のサンプルを集めると誤差を5%以内に収められるとされていて、それが有意水準とされています。回答率50%であれば1500人からサンプルを集められ、サンプル数としては十分な数字であると考えられます。

富樫委員：アンケート時における人数は、今後も同様に3,000人を基本にしているということでの理解でよろしいのでしょうか。

事務局（菅原）：概ね3,000人というところで、仰るとおりです。

日野委員長：アンケート調査に関しては、アンケートの趣旨、調査の対象等によって、ケース・バイ・ケースで変化するべきものであると思われますので、この数字にこだわらず、今後も対応されるということで認識しておりますが、よろしいでしょうか。

富樫委員：はい。

日野委員長：ありがとうございます。そのほか、皆様いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.7 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和6年度～令和10年度）】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.8 四街道市犯罪被害者等支援条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題（4） その他

日野委員長：その他について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局（菅原）：令和4年11月15日から12月16日まで、市民参加条例第13条に基づく今年度第2回目の市民提案募集を実施します。以上です。

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたが、最後に委員の皆様から何かご意見ご質問等がありますでしょうか。

>特になし

それでは事務局へお返しいたします。

10. 閉会

事務局（木村課長）：それでは令和4年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。